

第37回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年6月29日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|------|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 82号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第 83号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第188号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 23件 |
| 第 7 | 議案第189号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 8 | 議案第190号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第191号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号
の規定による申出について | 1件 |
| 第 10 | 議案第192号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 51件 |

○出席委員（13名）

1 番 平山 正志 君	2 番 澁谷 洋 君	3 番 大泉 義明 君
4 番 小野寺典男 君	5 番 佐藤 松喜 君	6 番 渡邊 裕義 君
7 番 森田 享子 君	10 番 甲斐やす子 君	11 番 笛木 眞一 君
13 番 熊谷 英二 君	14 番 嶋中 勝 君	15 番 遠藤 聡 君
16 番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

● 番 ● ● ● ● 君

○欠席委員（3名）

8 番 舟山 珠代 君	9 番 津野 斉 君	12 番 山本 政弘 君
-------------	------------	--------------

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主 任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第37回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時15分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・嶋中君 15番・遠藤君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第37回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第82号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第82号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 8 2 号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり 2 件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 4.8 h a

指名年月日 令和 8 年 6 月 1 2 日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

続きまして

番号 2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 10.2 h a

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 から番号 2 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 8 2 号、内容 2 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 8 3 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。報告第 8 3 号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第83号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 笛木委員。

あっせん委員 平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員。

報告年月日 令和8年6月16日。

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野29-1。

現況地目、畑。

面積、47,720㎡。

年間賃貸料、33,060円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和13年6月11日となっております。

以上です。

なお番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

報告第83号、番号1について報告いたします。

令和8年6月16日にあっせん委員に平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、取得予定の●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第83号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第188号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第188号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容23件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第188号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり23件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ213-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,690㎡外9筆、合計面積124,922㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和6年5月30日。

契約期間、令和6年5月30日から令和10年3月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年5月7日となっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号22まで内容21件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２から番号２２まで内容２１件を一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第３１条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号２

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号３以下、●●●●さんと省略させていただきます。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。番号３以下、●●●●と省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野１２０－６１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、63,959㎡外１筆、合計面積130,682㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和３年７月３１日。

契約期間、令和３年７月３１日から令和１３年１２月３１日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和８年６月１日となつてお
ります。

なお、番号３から番号２２については、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日と
土地の引渡し時期は、番号２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野１２０－１２２。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、93,390㎡外１筆、合計面積188,610㎡。

契約年月日、令和７年３月３日。

契約期間、令和７年３月３日から令和１７年３月２日まで。

番号４

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号５以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野１２０－６３。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,091㎡。

契約年月日、令和３年７月３１日。

契約期間、令和３年７月３１日から令和１３年１２月３１日まで。

番号５

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野１２０－１２０。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、30,526㎡外1筆、合計面積117,617㎡

契約年月日、令和7年3月3日。

契約期間、令和7年3月3日から令和17年3月2日まで。

番号6

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号7以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-59。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、59,556㎡外1筆、合計面積122,410㎡

契約年月日、令和3年7月31日。

契約期間、令和3年7月31日から令和13年12月31日まで。

番号7

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-58。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、56,198㎡。

契約年月日、令和4年5月31日。

契約期間、令和4年5月31日から令和13年12月31日まで。

番号8

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-73。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、137,144㎡。

契約年月日、令和7年3月3日。

契約期間、令和17年3月3日から令和17年3月2日まで。

番号9

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号10以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-44。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、5,057㎡外1筆、合計面積47,222㎡

契約年月日、令和2年6月30日。

契約期間、令和2年6月30日から令和13年6月29日まで。

番号10

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-35。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、93,534㎡外4筆、合計面積307,493㎡

契約年月日、令和3年7月31日。

契約期間、令和3年7月31日から令和13年12月31日まで。

番号11

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-54。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、80,764㎡外2筆、合計面積217,478㎡

契約年月日、令和7年3月3日。

契約期間、令和7年3月3日から令和17年3月2日まで。

番号12

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-23。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,151㎡外2筆、合計面積55,998㎡

契約年月日、令和7年3月28日。

契約期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日まで。

番号13

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号14以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-9。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,972㎡外5筆、合計面積191,742㎡

契約年月日、令和3年7月31日。

契約期間、令和3年7月31日から令和13年12月31日まで。

番号14

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-114。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,195㎡

契約年月日、令和7年3月3日。

契約期間、令和7年3月3日から令和17年3月2日まで。

番号15

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-11。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、34,883㎡外1筆、合計面積79,186㎡

契約年月日、令和7年3月28日。

契約期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日まで。

番号 16

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号 17 以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野 120-32。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、53,103㎡。

契約年月日、令和元年 6 月 28 日。

契約期間、令和元年 6 月 28 日から令和 11 年 6 月 27 日まで。

番号 17

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野 120-30。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,910㎡外 2 筆、合計面積 161,130㎡

契約年月日、令和 3 年 7 月 31 日。

契約期間、令和 3 年 7 月 31 日から令和 13 年 12 月 31 日まで。

番号 18

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野 120-33。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、81,961㎡

契約年月日、令和 6 年 11 月 28 日。

契約期間、令和 6 年 11 月 28 日から令和 16 年 11 月 27 日まで。

番号 19

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号 20 以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野 120-67。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、131,701㎡外 1 筆。合計面積、200,807㎡

契約年月日、令和 6 年 3 月 1 日。

契約期間、令和 6 年 3 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで。

番号 20

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野 120-69。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、64,020㎡外 1 筆。合計面積、123,267㎡

契約年月日、令和 6 年 6 月 28 日。

契約期間、令和 6 年 6 月 28 日から令和 16 年 6 月 27 日まで。

番号 21

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号２２以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の表示、字上オソツベツ原野１２０－７８。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、97,128㎡

契約年月日、令和６年６月２８日。

契約期間、令和６年６月２８日から令和１６年６月２７日まで。

番号２２

賃借人、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野１２０－３６。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、25,878㎡外２筆、合計面積、170,072㎡。

契約年月日、令和７年３月２８日。

契約期間、令和７年３月２８日から令和１７年３月２７日まで。

以上です。

なお、番号２から番号２２については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）１３番・熊谷君。

○１３番（熊谷英二君）１３番、熊谷です。

議案第１８８号、番号２から番号２２について説明させていただきます。

６月１６日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から６カ月以内に成立しているため、農地法第１８条第１項第２号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

１３番、熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号２から番号２２までについては原案可決されました。

続きまして番号２３を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号 23

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野基線 4 1 - 1。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、10,181㎡外 7 筆、合計面積100,528㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成 31 年 3 月 29 日。

契約期間、平成 31 年 3 月 29 日から令和 13 年 12 月 31 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 8 年 6 月 10 日となっております。

以上です。

なお、番号 23 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13 番・熊谷君。

○13 番（熊谷英二君） 13 番、熊谷です。

議案第 188 号、番号 23 について説明させていただきます。

6 月 16 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

13 番、熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 23 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 188 号、内容 23 件は原案可決されました。

◎議案第 189 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 7。議案第 189 号、農業振興地域整備計画の変更について、内容

1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

議案第 1 8 9 号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別 4 6 5 番 1。

現況地目、畑。

面積、92,797㎡の内2,074.96㎡。

事業計画の名称、バンガーサイロ整備事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、バンガーサイロ1,080㎡、堆積締固用地211.20㎡、通路・作業用地783.76㎡。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・平山君。

○1 番（平山正志君） 1 番・平山です。

議案第 1 8 9 号、番号 1 について報告を致します。

令和 8 年 6 月 1 6 日に、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の 1 ページから 4 ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、バンガーサイロ建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 番・平山

君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第189号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第190号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第190号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第190号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積4,798㎡外2筆。合計面積11,679㎡

契約の種類、贈与。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金303,022円。

譲受人構成員4名。

農地は925,647㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号1については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 13番・熊谷君。

○13番(熊谷英二君) 13番、熊谷です。

議案第190号 番号1について報告いたします。

令和 8 年 6 月 1 6 日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●については、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 3 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 9 0 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 1 9 1 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 9。議案第 1 9 1 号、農地法施行規則第 2 9 条第 4 号及び第 5 3 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 7 条第 2 号の規定による申出について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第 1 9 1 号について説明させていただきます。

農地法施行規則第 2 9 条第 4 号及び第 5 3 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 7 条第 2 号の規定による申出について、農地法施行規則第 2 9 条第 4 号及び第 5 3 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 7 条第 2 号の規定による特例（農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しない措置）に該当するか否かの検討を求める申出があった下記の件について、議決を求めるものであります。

申出があった土地の表示は、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別 4 6 5－1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,074.96㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、バンガーサイロ建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

バンガーサイロ1,080㎡、堆積締固用地211.20㎡、通路・作業用地783.76㎡

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

調査結果につきましては平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・平山君。

○1 番（平山正志君） 1 番・平山です。

議案第191号、番号1について報告いたします。

令和8年6月16日に大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地にバンガーサイロ建設をするものです。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当と判断致しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第191号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第192号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第192号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定についての内容51件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号２２と番号２３、番号３６と番号３７、番号３８と番号３９、番号４４と番号４５、番号４６と番号４７、番号４８と番号４９、番号５０と番号５１は同様の案件のため、内容１４件を一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２２と番号２３、番号３６と番号３７、番号３８と番号３９、番号４４と番号４５、番号４６と番号４７、番号４８と番号４９、番号５０と番号５１は同様の案件のため、内容１４件を一括審議と致します。

番号１を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１９２号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画（案）のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり５１件となっております。

番号１

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号２以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字虹別原野２９－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,720㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和８年７月１５日から令和１３年６月１１日。

土地の引渡時期、令和８年７月１５日。

金額は、年間33,060円。

支払方法は毎年１２月１０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号１については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１については原案可決されました。

お諮り致します。

番号２から番号１７まで内容１６件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２から番号１７まで内容１６件を、一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第３１条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号２

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号３以下、●●●●さんと省略させてい
たきます。

土地の所在、字上オソツベツ原野１２０－６１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、63,959㎡外３筆、合計面積は319,292㎡。

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和８年７月１５日から令和１８年７月１４日。

土地の引渡時期、令和８年７月１５日。

金額は、年間93,600円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号３から番号１７については、利用権設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土
地の表示、金額、支払い方法を説明し、他の項目は番号２と同じでありますので説明を省略させて
いただきます。

番号３

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野１２０－６１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、63,959㎡外3筆、合計面積は319,292㎡。

金額は、年間93,600円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-63。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,091㎡外2筆、合計面積は149,708㎡。

金額は、年間51,400円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-63。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,091㎡外2筆、合計面積は149,708㎡。

金額は、年間51,400円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-58。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、56,198㎡外3筆、合計面積は315,752㎡。

金額は、年間92,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-58。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、56,198㎡外3筆、合計面積は315,752㎡。

金額は、年間92,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0－2 3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,151㎡外 1 2 筆、合計面積は628,191㎡。

金額は、年間125,138円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 9

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。番号 1 0 以下、●●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0－2 3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,151㎡外 1 2 筆、合計面積は628,191㎡。

金額は、年間125,138円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 0

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0－9。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,972㎡外 8 筆、合計面積は318,123㎡。

金額は、年間67,237円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0－9。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,972㎡外 8 筆、合計面積は318,123㎡。

金額は、年間67,237円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0－3 0。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,910㎡外 4 筆、合計面積は296,194㎡。

金額は、年間77,812円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号14以下、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-30。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,910㎡外4筆、合計面積は296,194㎡。

金額は、年間77,812円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-67。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、131,701㎡外3筆、合計面積は324,074㎡。

金額は、年間60,993円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-67。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、131,701㎡外3筆、合計面積は324,074㎡。

金額は、年間60,993円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-36。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、25,878㎡外3筆、合計面積は267,200㎡。

金額は、年間53,439円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号18以下、●●●●さんと省略させ

ていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0－3 6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、25,878㎡外 3 筆、合計面積は267,200㎡。

金額は、年間53,439円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号 2 から番号 1 7 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番、熊谷です。

議案第 1 9 2 号、番号 2 から番号 1 7 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6 月 1 6 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 3 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 から番号 1 7 まで内容 1 6 件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮り致します。

番号 1 8 から番号 2 1 まで内容 4 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 8 から番号 2 1 まで内容 4 件を、一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号19以下、●●●●さんと省略させてい
たきます。

土地の所在、字上オソツベツ原野101-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積16,581㎡外4筆、合計面積は88,222㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年7月15日から令和17年9月11日。

金額、年間50,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号19から番号21については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、
土地の表示、利用権等の期間、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号18と同じで
ありますので、説明を省略させていただきます。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野101-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積16,581㎡外4筆、合計面積は88,222㎡。

利用権の期間、令和8年7月15日から令和17年9月11日。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号20

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野6線西6-3の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積15,000㎡。

利用権の期間、令和8年7月15日から令和18年7月14日。

金額、年間5,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 6 線西 6－3 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積 15,000㎡。

利用権の期間、令和 8 年 7 月 1 5 日から令和 1 8 年 7 月 1 4 日。

金額、年間 5,000 円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号 1 8 から番号 2 1 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番、熊谷です。

議案第 1 9 2 号、番号 1 8 から番号 2 1 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6 月 1 6 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 3 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 8 から番号 2 1 について内容 4 件は原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号 2 2 と番号 2 3 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号２２

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線４１－１。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積10,181㎡外７筆、合計面積は100,528㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年７月１５日から令和１８年７月１４日。

土地の引渡時期、令和８年７月１５日。

金額、年間49,000円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号２３については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号２２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号２３

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号２２から番号２３については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １３番・熊谷君。

○１３番（熊谷英二君） １３番、熊谷です。

議案第１９２号、番号２２から番号２３について報告いたします。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

事務局より調査依頼があり、６月１６日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１３番・熊谷君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２２から番号２３については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号２４から番号３１まで内容８件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２４から番号３１まで内容８件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号２４

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ原野２１９。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積35,077㎡外２筆、合計面積は234,296㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年７月１５日から令和１８年７月１４日。

金額、年間394,000円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号２５から番号３１については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の所在、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号２４と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号２５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号２６以下、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ原野２１９。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積35,077㎡外２筆、合計面積は234,296㎡

金額、年間394,000円。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

番号 26

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野 24-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,555㎡外 2 筆、合計面積は73,484㎡。

金額、年間111,466円。

支払方法は毎年 1 2 月 20 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 27

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野 24-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,555㎡外 2 筆、合計面積は73,484㎡。

金額、年間111,466円。

支払方法は毎年 1 1 月 30 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 28

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 739-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積31,036㎡。

金額、年間94,000円。

支払方法は毎年 1 2 月 20 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 29

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 739-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積31,036㎡。

金額、年間94,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 30 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 30

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ原野 451-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積23,838㎡。

金額、年間38,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号31

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ原野451-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積23,838㎡。

金額、年間38,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号24から番号31については舟山委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第192号、番号24から番号31について報告いたします。

6月21日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、

賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました8番・舟山君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号24から番号31まで内容8件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号32から番号35まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号32から番号35まで内容4件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号３２

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ５７０－３。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積26,740㎡外４筆、合計面積は177,108㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年７月１５日から令和１８年７月１４日。

金額、年間377,965円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号３３から番号３５については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の所在、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号３２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３３

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ５７０－３。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積26,740㎡外４筆、合計面積は177,108㎡。

金額、年間377,965円。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

番号３４

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ２７９－５。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積10,551㎡外１筆、合計面積は24,464㎡。

金額、年間31,618円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

番号３５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ２７９－５。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積10,551㎡外１筆、合計面積は24,464㎡。

金額、年間31,618円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号32から番号35については舟山委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第192号、番号32から番号35について報告いたします。

6月21日と23日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、

賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました8番・舟山君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号32から番号35については原案可決されました。

続きまして、番号36と番号37を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号36

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字ルラン23-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積15,817㎡外17筆、合計面積は233,804㎡

利用権設定等の種類、賃貸権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年7月15日から令和18年7月14日。

土地の引渡時期、令和8年7月15日。

金額、年間584,510円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号３８については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号３７と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３７

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号３６から番号３７については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １０番・甲斐君。

○１０番（甲斐やす子君） １０番、甲斐です。

議案第１９２号、番号３６から番号３７について報告いたします。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

事務局より調査依頼があり、６月１４日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１０番・甲斐君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号３６から番号３７については原案可決されました。

続きまして、番号３８と番号３９を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号３８

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ 380-1 の内

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積36,465㎡外 29筆、合計面積は368,367㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年7月15日から令和18年7月14日。

土地の引渡時期、令和8年7月15日。

金額、年間920,917円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号39については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号38と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号39

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号38から番号39については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第192号、番号38から番号39について報告いたします。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

事務局より調査依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号３８から番号３９については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号４０から番号４３まで内容４件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号４０から番号４３まで内容４件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号４０

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号４１以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字虹別４０９－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積65,765㎡外４筆、合計面積は240,703㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年７月１５日から令和１８年７月１４日。

金額、年間713,040円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号４１から番号４３については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の所在、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号４０と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号４１

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別４０９－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積65,765㎡外４筆、合計面積は240,703㎡

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

番号４２

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別４０１－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積10,846㎡外１筆、合計面積は11,643㎡。

金額、年間37,216円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号43

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号44以下、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別401-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積10,846㎡外1筆、合計面積は11,643㎡。

金額、年間37,216円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号40から番号43については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第192号、番号40から番号43について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号40から番号43まで内容4件については原案可決されました。

続きまして、番号44と番号45を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号４４

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別４４９－２

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積39,746㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年７月１５日から令和１８年７月１４日。

土地の引渡時期、令和８年７月１５日。

金額、年間123,000円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号４５については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号４４と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号４５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号４４から番号４５については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １番・平山君。

○１番（平山正志君） １番、平山です。

議案第１９２号、番号４４から番号４５について報告いたします。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

事務局より調査依頼があり、６月２１日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１番・平山君の報告を終わります。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号４４から番号４５については原案可決されました。

続きまして、番号４６と番号４７を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号４６

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別６９０－４９

地目、登記簿山林、現況畑。

面積37,366㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年７月１５日から令和１８年７月１４日。

土地の引渡時期、令和８年７月１５日。

金額、年間98,600円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号４７については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号４６と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号４７

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号４６から番号４７については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １１番・笛木君。

○１１番（笛木眞一君） １１番、笛木です。

議案第１９２号、番号４６から番号４７について報告いたします。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

事務局より調査依頼があり、６月１６日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号46から番号47については原案可決されました。

続きまして、番号48と番号49を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号48

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野43-5

地目、登記簿原野、現況畑。

面積55,503㎡外19筆、合計面積は585,052.70㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和8年7月15日から令和18年7月14日。

土地の引渡時期、令和8年7月15日。

金額、無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号49については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号48と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号47

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号48から番号49については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いい

たします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第192号、番号48から番号49について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号48から番号49については原案可決されました。

続きまして、番号50と番号51を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号50

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別407-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積6,214㎡外1筆、合計面積は8,284㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和8年7月15日から令和18年7月14日。

土地の引渡時期、令和8年7月15日。

金額、無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号５１については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号５０と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号５１

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号５０から番号５１については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １番・平山君。

○１番（平山正志君） １番、平山です。

議案第１９２号、番号５０から番号５１について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、６月２０日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の使用貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１番・平山君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号５０から番号５１については原案可決されました。

以上をもって、議案第１９２号、内容５１件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第３７回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第３７回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前１１時４２分閉会）